

地域コミュニティ組織に交付される市民活動に関する補助金の概要について

○校区コミュニティ組織に交付されるもの

	分野	補助金名称	補助金の概要	交付先	平成24年度 予 算 (千円)
1	協働に関する分野	地域情報連絡奨励補助金	校区コミュニティ組織等が発信する広報紙、地域各種行事等の情報に関する会議や伝達に要する経費に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会等の校区単位の連絡協議会	23,034
2	協働に関する分野	まちづくり推進事業費補助金	個性豊かな地域社会の振興、発展に資することを目的としてまちづくり事業を実施する自治会等に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会組織	34,200
3	協働に関する分野	校区コミュニティ組織運営費補助金	市の規則に基づき登録された校区コミュニティ組織に対し、運営費の一部を助成することにより、組織の安定的な運営を図り、校区住民による自主的・自立的なまちづくり活動の振興に寄与するもの	校区コミュニティ組織	491,060
4	協働に関する分野	校区コミュニティ組織早期定着支援補助金 【H26年度まで】	平成23年度から新たに設立された旧町の校区コミュニティ組織への財政的支援を行うことにより、校区住民の負担軽減及びコミュニティ組織の事業促進を図り、もって校区住民による自主的・自立的なまちづくり活動の早期定着に寄与することを目的とする。	旧町の校区コミュニティ組織	33,995
5	協働に関する分野	キラリ輝く市民活動活性化補助金	協働のパートナーである地域コミュニティ組織や様々な市民公益活動団体に対して補助金を交付	地域コミュニティ組織 市民公益活動団体	50,000
6	市民文化に関する分野	校区生涯学習振興事業費補助金	市民の生活に即した教育・学術及び文化・スポーツ事業を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進等、校区コミュニティ組織の活動を通じ地域づくりの推進を図るための経費補助	校区コミュニティ組織	26,631
7	市民文化に関する分野	社会人権・同和教育事業費補助金	校区コミュニティ組織で自主的に人権啓発事業を行うための事業費補助	校区コミュニティ組織	1,150
8	健康福祉に関する分野	ウォーキング事業補助金	校区等がウォーキング事業を実施するに当たって必要な経費を補助することにより、市民の自主的な健康づくりを推進することを目的とする。	校区コミュニティ組織 旧行政区域（平成24年度まで）	5,200
合 計					665,270

○自治会又はその連絡協議会に交付されるもの

	分野	補助金名称	補助金の概要	交付先	平成24年度 予算 (千円)
1	協働に関する分野	地域情報連絡奨励補助金 【再掲】	校区コミュニティ組織等が発信する広報紙、地域各種行事等の情報に関する会議や伝達に要する経費に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会等の校区単位の連絡協議会	23,034
2	協働に関する分野	まちづくり推進事業費 補助金 【再掲】	個性豊かな地域社会の振興、発展に資することを目的としてまちづくり事業を実施する自治会等に対する助成	校区コミュニティ組織 自治会組織	34,200
3	協働に関する分野	事務事業経過措置補助金 【H26年度まで】	コミュニティ制度統一にあたり自治会（区）への支援が一部廃止されることに伴い、自治会活動への影響緩和、校区コミュニティ組織との連携、住民連携事業の推進等に資するため自治会への補助を行うもの	旧町の単位自治会	20,603
4	協働に関する分野	キラリ輝く市民活動活性化 補助金 【再掲】	協働のパートナーである地域コミュニティ組織や様々な市民公益活動団体に対して補助金を交付	地域コミュニティ組織 市民公益活動団体	50,000
5	健康福祉に関する分野	ウォーキング事業補助金 【再掲】	校区等がウォーキング事業を実施するに当たって必要な経費を補助することにより、市民の自主的な健康づくりを推進することを目的とする。	校区コミュニティ組織 旧行政区域	5,200
合 計					133,037

○各種住民団体に交付されるもの

	分野	補助金名称	補助金の概要	交付先	平成24年度 予算 (千円)
1	協働に関する分野	キラリ輝く市民活動 活性化補助金 【再掲】	協働のパートナーである地域コミュニ ティ組織や様々な市民公益活動団体に 対して補助金を交付	地域コミュニティ組織 市民公益活動団体	50,000
2	協働に関する分野	久留米市暴力追放推進 協議会補助金	日常生活に密着した市民運動を展開す る暴力追放推進協議会を助成	久留米市暴力追放推進協議会	6,766 【上記の一部】
3	協働に関する分野	校区人権啓発推進 協議会補助金	「人権が尊重されるまちづくり」の実 現に寄与することを目的に各小学校区 に設立された人権啓発推進協議会に対 し、運営費の一部を助成するもの	校区人権啓発推進協議会	9,660
4	市民文化に関する分野	青少年学校外活動支援 事業費補助金	土日、平日の放課後、地域における子 どもたちの体験活動や家庭教育事業の 充実を図るための事業費などを補助	小学校区青少年学校外活動支援 事業運営委員会 隣保館 教育集会所	10,105
5	市民文化に関する分野	(財)久留米市体育協会 補助金	地域スポーツの振興及び住民の健康増 進を図り、校区でのスポーツ大会開催 等、スポーツを通じた地域づくりの推 進を図るための経費補助	財団法人久留米市体育協会	33,334 【上記の一部】
6	市民文化に関する分野	久留米オリンピック補 助金	校区単位で参加する久留米オリンピッ クを開催するにあたり、必要な経費を 補助することにより、参加を促進し、 市のスポーツ振興を推進することを目 的とする。	財団法人久留米市体育協会	5,600 【上記の一部】
7	健康福祉に関する分野	社会福祉協議会補助金	地域福祉の増進に資することを目的と して、社会福祉法人久留米市社会福祉 協議会の活動等に要する経費について 交付する補助金	社会福祉法人久留米市社会福祉 協議会	204,047 【上記の一部】
8	健康福祉に関する分野	民生委員協議会補助金	民生委員児童委員の活動が地域福祉の 向上に資するものであり、公益上の必 要性に鑑み、民生委員児童委員で組織 する久留米市民生委員児童委員協議会 の運営等に要する経費について、補助 金を交付するもの	久留米市民生委員児童委員協議会	78,010 【上記の一部】
9	健康福祉に関する分野	献血推進協議会補助金	献血について住民の理解を深めるとと もに、採血事業者による献血の受け入 れが円滑に実施されるよう必要な措 置を講じるため、献血推進協議会を市 社会福祉協議会の中に組織させ、その 事業の補助を行う。	久留米市献血推進協議会	1,814 【上記の一部】
10	子育てに関する分野	すくすく子育て委員会 補助金	地域の子育て支援事業を充実するた め、小学校区、地区ごとにすくすく子 育て委員会を設置し、地域ニーズに応 じた子育てサロンの企画・実施につい て助成する。	すくすく子育て委員会	4,100

	分野	補助金名称	補助金の概要	交付先	平成24年度 予算 (千円)
11	子育てに関する分野	地域子ども安全対策 事業費補助金	地域で活動する子ども見守り隊やパト ロール隊へ活動経費の助成を行う。	校区安全パトロール隊	2,200
12	子育てに関する分野	校区青少年育成協議会 補助金	校区で健全育成の活動を行う青少年育 成協議会等の運営費の助成を行う。	校区青少年育成協議会連絡会議 当該連絡会議を構成する団体	6,991
13	環境に関する分野	環境衛生連合会補助金	各地区の環境衛生団体、連合会等が行 う、ごみ減量・リサイクル、河川清 掃、廃食用油回収、水質汚濁防止、衛 生害虫駆除などの諸活動に対して補助 を行っている。	久留米市地区環境衛生連合会 旧町環境衛生連合会	19,904 【上記の一部】
14	環境に関する分野	久留米市内を流れる川 を美しくする会補助金	任意団体である「久留米市内の川を美 しくする会」が、年3回実施している 河川清掃・浄化活動に対して経費補助 を行う。	久留米市内の川を美しくする会	898
15	環境に関する分野	環境衛生器具等購入費 補助金	旧久留米地域における環境衛生器具 (動力噴霧器・肩掛噴霧器)・薬剤の 購入に対し補助を行う。	久留米市地区環境衛生連合会	3,690
16	環境に関する分野	分別推進事業費補助金	久留米市の収集計画に対応した分別排 出の自主的な推進体制の構築化を図る ため、環境衛生連合会に対して補助金 を交付し、地域における自主的な分別 排出推進活動によるごみ減量・リサイ クルを推進するもの	久留米市地区環境衛生連合会 旧町環境衛生連合会	22,340
17	教育に関する分野	食育啓発促進事業費 補助金	学校・地域及び家庭が連携した運動を 展開し、子どもの基本的な生活習慣の 確立や生活リズムの向上を図ることが できるように、PTAに対し助成を行 う。	食育推進委員会	500
18	教育に関する分野	人権・同和教育研究費 補助金	学校と地域が連携し、地域主体の人権 教育・啓発を推進するため、17中学 校区の「人権のまちづくり」推進協議 会に対し補助金を交付する。	人権のまちづくり推進協議会 人権のまちづくり推進委員会	7,110
合 計					467,069

自治会等の位置付けについて

■ コミュニティとは【久留米市コミュニティ審議会答申書（平成 21 年 2 月）より】

同じ地域に住む人々がお互いに支えあいながら協力して、明るく住みよい、安全で安心な地域社会をつくっていかうとする地縁による団体であり、自発的・自立的な団体である。

■ 自治会とは

○ 地縁的結びつきから発生し相互扶助を行いながら、地域住民自身が定めた約束事によって運営されてきた自主的・自立的な住民自治組織

【久留米市コミュニティ審議会答申書（平成 21 年 2 月）より】

○ 地域の自治を担う組織として基礎的かつ包括的な存在

【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）より】

○ 校区コミュニティ組織の基盤をなす地縁に基づく団体

【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）より】

○ 自治会活動の 8 つの代表的機能【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）より】

- ① 親睦機能・・・運動会、祭りなど
- ② 相互扶助機能・・・地域ぐるみの子育て、青少年の健全育成、独居老人の世話など
- ③ 生活防衛的機能・・・防犯灯の維持管理、防犯、防災（防災組織の運営）、交通安全活動など
- ④ 環境整備機能・・・河川や道路の清掃などの環境美化活動
- ⑤ 行政補完機能・・・行政情報の伝達、公共事業の協力など
- ⑥ 要望・要求機能・・・行政等への陳情・要望など
- ⑦ 総合調整機能・・・各種団体や住民相互の意見の調整など
- ⑧ 生涯学習機能・・・各種サークルの育成、各種講座、勉強会の手配など

■ 自治会長とは【まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）参考】

○ 自治会の代表者であり、全体の責任者。地域のまとめ役として、他の役員や住民がそれぞれの立場で十分力を発揮できる環境づくりを行い、「多くの人の関わりによって組織の活動を活発にしていく」といった、重要な働きかけをすることが求められる。

○ 扇にたとえると、その要に位置し、上下関係ではなく「役割分担」を行う関係
役割

- ① 自治会を総括する責任者
- ② 対外的に自らの自治会の意思を伝える代表者
- ③ 他の役員や住民が十分力を発揮できる環境づくり
- ④ 自治会内の様々な課題解決への全体的な指導及び助言

校区コミュニティ組織において自治会が果たしている役割

①会員の加入と会費

- 自治会への加入が、校区コミュニティ組織への加入につながる。
- 校区コミュニティ組織の会費は、自治会費とあわせて集約されていることが多い。

②情報の伝達

- 校区コミュニティ組織の情報は、自治会を通じて校区住民に伝達されている。
- 地域の様々な情報についても自治会を通じて集約され、役員会等で校区コミュニティ組織に伝達されている。

③人材の選出

- 校区コミュニティ組織が様々な事業を実施するには、その担い手となる多くの人材が必要となる。
- その人材の選出（推薦）に自治会は重要な役割を担っている。

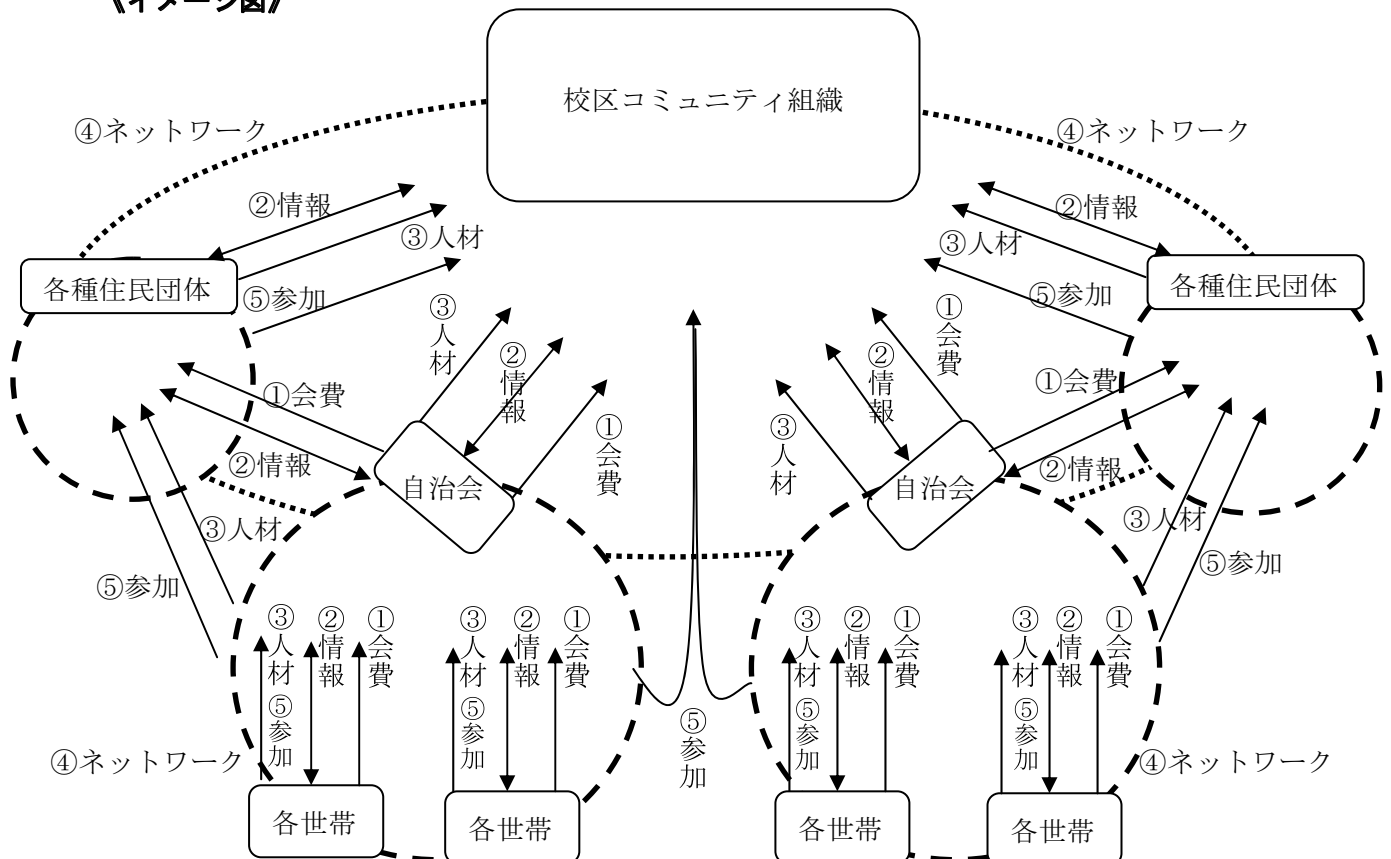
④ネットワーク機能の形成・強化

- 地域コミュニティ組織が活性化するためには、ネットワーク機能の形成・強化が不可欠である。
- ネットワークの形成・強化には、自治会内での近所づきあいや様々なコミュニケーションが重要な役割を果たしている。

⑤活動への参加

- 校区コミュニティ組織及び各種住民団体の事業への参加人員の確保には、自治会のネットワークが不可欠である。

《イメージ図》



まちづくり活動の手引き（平成 22 年 3 月）抜粋**○校区コミュニティ組織のあり方**

校区コミュニティ組織のあり方としては、次のようなことが挙げられます。

- (1) 幅広い校区住民が参画し、校区における代表組織として校区住民から承認されいることが必要です。
- (2) 民主的で自律的な組織運営が行われ、より多くの住民の意見を聞き合理的な方法で校区としての意見を集約し、意思決定を行うことが求められます。
- (3) 会計処理が適切に行われていることや、組織運営や事業について適切に監査が実施されることなど、透明性が確保されていることも重要です。
- (4) 第三者に活動を評価してもらい、校区住民に報告することにより校区内の各種事業計画や活動をレベルアップさせていく仕組みづくりが必要です。

○校区コミュニティ組織の運営

年度当初に事業計画を立て予算案を審議し、会計の透明性を確保するために、会計決算後にしっかりと会計監査を行う必要があります。

そのためには民主的な手続きに基づいて規約や会則を設け、その規約に則って全会員あるいは代表者による総会を開催し、その総会において意思決定がなされることが大切です。

住民の参加意欲が乏しく、活動が沈滞化している状態になると、討議すべき問題を特定の人達だけの了解のもとに処理され、会の運営が不明朗になったりします。規約の中に、役職員の年齢や任期に一定の制限を設けている校区もあります。

また、特に遠方から引っ越してこられた方などには、慣習が分からない場合が多く、規約に基づいて運営することは、慣習により運営するよりもはるかに楽であり明朗で、会員の信頼を得るためにも大切なことです。

○予算の適切な使い方

予算は、校区コミュニティ組織が行う事業に基づいて編成され、会費の額は、運営に必要な予算に基づいて算出されます。予算や事業計画は、今後の会の運営や会員の意識に大きな影響を与えますので、会員の納得を得られるようにしなければなりません。予算編成にあたっては、収入のほとんどが会費であることを考え、公金を扱うという意識をもって、会員の理解を得られるように努める必要があります。

また、予算が適切に執行されるには、会計規則や退職金規則、特別会計規則など、予算支出の根拠となる規定を定めると共に、物品や帳簿類の保管や整理を常に行う必要があります。

決算についても、監査を行い適正に会計処理がなされているか否かを会員に報告しなければいけません。

○ 意思決定過程への女性の参画の観点から

平成 23 年度 校区コミュニティ組織の女性役員の状況（役員名簿から）

区 分	正副会長			左記以外の役員			合 計		
	総数	女性数	比率	総数	女性数	比率	総数	女性数	比率
全市域	143 人	13 人	9.1%	953 人	145 人	15.2%	1,096 人	158 人	14.4%

○ 人材発掘の側面から

平成 23 年度 校区まつり等ふれあい連帯のための活動の状況（総会資料から）

区 分	校区まつり 文化祭等	平 均	運動会、球技大会 ウォーキング大会 もちつき大会等	平 均	計	平 均
旧市域 27 校区	62 件	2.30 件	125 件	4.62 件	187 件	6.93 件
旧町域 19 校区	15 件	0.79 件	53 件	2.79 件	68 件	3.58 件
計	77 件	1.67 件	178 件	3.87 件	255 件	5.54 件

※複数校区の共同事業は 1 件として計算

○ 人材育成の側面から

平成 23 年度 委嘱学級の状況（生涯学習振興事業費補助金実績報告から）

区 分	高齢者学級 女性学級 家庭教育学級等	回 数	学級生数	のべ出席人数
旧市域 23 校区	57 学級	736 回	1,826 人	15,473 人
平 均	2.48 学級	32.00 回	79.39 人	672.74 人

○ 参加促進のための環境づくりの観点から

平成 23 年度 校区コミュニティセンター開館時間等の状況（利用規定等から）

区 分	使用開始時間	使用終了時間		
	9:00	21:00	21:30	22:00
旧市域 27 校区	27 校区	6 校区	9 校区	12 校区

※事務局職員の勤務時間：9:00～17:00

※休館日：土曜日、日曜日、祝日、夏期 3～4 日、年末年始 6～7 日

平成 23 年度 校区コミュニティセンター利用の状況（施設利用状況報告書から）

区 分	主催事業等		施設の提供等	
	回 数	人 数	回 数	人 数
旧市域 27 校区	8,346 回	213,322 人	23,620 回	342,598 人
平 均	309 回	7,901 人	875 回	12,689 人

■用語の整理

<p>協働 (さらなる協働推進のために [平成 23 年 1 月])</p>	<p>地域社会を構成する各主体が、お互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等の立場で、それぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、課題解決や目標達成に取り組むこと。</p>
<p>コミュニティ (久留米市コミュニティ審議会答申書 [平成 21 年 2 月])</p>	<p>同じ地域に住む人々がお互いに支えあいながら協力して、明るく住みよい、安全で安心な地域社会をつくっていかうとする地縁による団体であり、自発的・自律的な団体である。 人々が情報を共有し、信頼関係に立って自分達でルールを作り、自主的な活動が行われている。</p>
<p>市民活動 (久留米市市民活動を進める 条例第 3 条第 1 号)</p>	<p>主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。 ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。
<p>市民公益活動団体 (久留米市市民活動を進める 条例第 3 条第 2 号)</p>	<p>市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公序良俗に反する活動を行う団体 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。） ウ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
<p>地域コミュニティ組織 (久留米市市民活動を進める 条例第 3 条第 3 号)</p>	<p>自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。</p>

<p>校区コミュニティ組織 (まちづくり活動の手引き[平成 22 年 3 月])</p>	<p>小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う総合的なネットワーク型の組織である。</p>
<p>各種住民団体 (まちづくり活動の手引き[平成 22 年 3 月])</p>	<p>校区環境衛生連合会、校区老人クラブ連合会、消防団分団、防犯協会、子ども会、暴力追放推進協議会、自主防災会など、地域におけるまちづくり活動を推進するために、おおむね小学校区ごとに活動している団体である。 団体によっては、連合組織等を結成し、全市的な活動が行われている場合もある。</p>
<p>校区コミュニティセンター (久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則第 2 条第 4 号)</p>	<p>校区まちづくり活動を実践するための拠点施設である。校区コミュニティ組織が設置し、適切に管理運営している。</p>
<p>自治会 (まちづくり活動の手引き[平成 22 年 3 月])</p>	<p>自治会は、コミュニティを構成する最小単位であり、校区コミュニティ組織の基盤をなす地縁に基づく団体である。自治会は地域の中核的存在であり、校区コミュニティ組織と自治会は非常に密接な関係にある。 形式的には私的な任意団体であるが、その活動は公的色彩を帯びている。地域の自治を担う組織としての基礎的かつ包括的な存在である。</p>
<p>自治区</p>	<p>久留米市では、地域によって、隣組、班、組などと様々な名称で呼ばれ、隣近所の 10 世帯程度の集まりである。日常生活をするうえで、自然に、ご近所づきあいが発生する最も小さい単位といえる。 久留米市では、この自治区ごとに自治委員が決められ、自治委員を中心に、回覧板の回覧、市広報紙の配布、会費の徴収などが行われている。地域によっては、高齢化などの理由により、自治委員への成り手がなかなかいない状況にある自治区もある。</p>
<p>久留米市校区まちづくり連絡協議会 (久留米市校区まちづくり連絡協議会会則)</p>	<p>校区コミュニティ組織をもって構成され、校区コミュニティ組織相互の連携、連絡調整及び情報交換を行うとともに共通課題の研究及び解決に努め、各校区コミュニティ組織の個性を活かしたまちづくり活動の活性化並びに充実を図ることを目的とする。</p>

市民活動を進める条例第10条各号に規定する「市の基本施策」に対応する事業一覧【平成24年度】

※協働推進部事業 一部抜粋

	人材育成	広報支援	情報提供	場の提供	連携・交流	財政支援	その他
市民公益活動団体向け基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ○市政パートナー制度 ○協働ガイドブック作成 ○条例チラシ啓発 ○協働に関する出前講座 ○市民活動に関する出前講座 ○市民活動の相談受付 ○NPO等に関する出前講座 ○市民活動個別勉強会 ○スキルアップ講座 ○ボランティア講座 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報紙ジョイナス ○メールマガジン発行 ○ボランティア情報ネットワーク事業 ○イベント・ボランティア募集情報 ○広報に関する掲載 ○月刊みんくる発行 ○チラシ・新聞記事等掲示 ○ホームページ運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア情報ネットワーク事業(団体情報) ○メールマガジン発行 ○ホームページ運営 ○チラシ掲示 ○メールマガジン編集 ○ジョイナス編集 	<ul style="list-style-type: none"> ○みんくるの設置 ○会議室、作業室、交流スペースの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動フォーラム開催 ○メーリングリスト ○みんくる合コン ○市民活動フォーラム受託 ○ボランティア募集やイベント情報の個別収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○キラリ輝く市民生活活性化補助金 ○市民活動保険 ○みんくるへの指定管理 ○NPO法人化支援 ○助成金情報等提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動を進める条例の制定 ○法人化支援(相談・書類作成支援)
地域コミュニティ組織向け施策	<ul style="list-style-type: none"> ○感謝状贈呈 ○校区まちづくり連絡協議会主催の校区事務局職員研修を支援 ○転入者への市民便利帳等配布(自治会加入・地域活動参加促進を記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市公式ホームページでの地域のお祭り記事の掲載 ○市公式ホームページに校区コミュニティ組織公式ホームページをリンク ○地域情報連絡奨励補助 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助金等説明会 ○校区まちづくり連絡協議会を通じた情報提供など ○校区まちづくり連絡協議会ホームページへの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○校区コミュニティセンター整備支援 ○校区まちづくり連絡協議会の会議会場として市庁舎会議室を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり推進事業費補助 ○行政情報伝達業務委託(広報紙) ○校区まちづくり連絡協議会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○校区コミュニティ組織運営費補助 ○校区コミュニティセンター等建築費補助 ○まちづくり推進事業費補助 ○地域情報連絡奨励補助 ○行政情報伝達業務委託(広報紙) ○校区まちづくり連絡協議会助成 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人化支援(相談・書類作成支援)

※ 太字部分は平成24年度新規事業

久留米市市民活動を進める条例

【平成24年4月1日施行】

平成23年12月14日

久留米市条例第32号

(前文)

わたしたちが暮らす久留米市は、悠久の歴史を持ち、大河筑後川に抱かれた筑後平野という豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で礎が築かれ、地域の特色を育みながら発展してきました。

わたしたちは、この地域で生きていることを大切にし、この地域の貴重な歴史や自然を守り、魅力ある地域として未来世代に引き継いでいきたいと願っています。

近年の社会環境の変化は、人々の価値観の変化、生活様式の多様化を急速に進めました。その結果、人間関係の希薄化が生じるとともに、福祉、環境、教育等の行政だけでは抱えきれない様々な社会的課題が生じています。それぞれの課題を解決するためには、地域で支えあう力の再生が求められており、地域が自らの責任でその特色にあった地域づくりを進めることが必要となっています。

わたしたち久留米市民一人ひとりには、この地域でみんなと一緒に暮らしていくためには何をすればいいのかを考えるという原点に立ち返り、地域社会における個人の役割を確認することの重要性に気づく必要があります。自らが住みよく、心豊かで人のぬくもりが感じられる暮らしは、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支えあいの心を持って活動することから始まります。

現在でも市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、事業者等の個人や団体によって、様々な形で地域による活動が行われています。さらに、それぞれが互いに連携協力して地域が抱える様々な課題等の解決に取り組んで行く動きも見られます。そのような協働による地域づくり活動がより一層推進されることによって、魅力ある地域社会がつくられていきます。

わたしたち久留米市民は、協働による地域づくり活動や市民活動の重要性を再確認し、より多くの市民の参画、参加、又は協力を得て市民活動の活性化を図り、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」を築くことを目指します。

(目的)

第1条 この条例は、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」の実現に寄与するため、地域社会を構成する市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織及び事業者（以下「各主体」という。）の役割並びに市の役割及び責務を明らかにし、並びに市民活動の基本的な事項を定めることにより、市民活動の活性化を促進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 各主体及び市は、次に掲げる事項を旨として市民活動の活性化に取り組まなければならない。

- (1) 地域社会における自らの役割を理解し、自らができることを考え行動すること。
- (2) 各主体が行う市民活動を尊重すること。
- (3) 互いの多様な役割に配慮し、情報を共有し、良好な連携を進めるよう努力すること。
- (4) 協働による地域づくりを進めること。

(定義)

第3条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市民活動 主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のものの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。
- (2) 市民公益活動団体 市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 公序良俗に反する活動を行う団体
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）
 - ウ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 地域コミュニティ組織 自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを自覚し、各々が責任をもって市民活動に取り組むものとする。

2 市民は、市民活動の担い手として自発的に行動するよう努めるものとする。

3 市民は、地域コミュニティの一員として自らが暮らす地域に関心を持ち、自らの地域のために地域コミュニティ活動へ参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、自らが有する専門性、迅速性、柔軟性等の特長を生かし、地域社会が抱える課題等の解決に取り組むものとする。

2 市民公益活動団体は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表（当該団体の情報についての公表が義務付けられている場合も含む。）その他の必要な活動を通じて当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるとともに、市民活動の活性化に取り組むものとする。

(地域コミュニティ組織の役割)

第6条 地域コミュニティ組織は、基本理念にのっとり、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じて地域の活性化に取り組むものとする。

2 地域コミュニティ組織は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表その他の必要な活動を行うことにより、当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるものとする。

3 地域コミュニティ組織は、多様な地域課題等の解決のため、各主体及び市と地域課題等を共有し、相互連携を図ることにより、個性及び魅力ある地域社会をつくるよう努めるものとする。

(地域コミュニティ組織への加入)

第7条 市民は、第4条の規定による取組を達成するため及び前条の規定による取組が達成されるよう、その居住する形態にかかわらず地域コミュニティ組織の基盤である自治会に加入するよう努めるものとする。

2 地域コミュニティ組織は、前条の規定による取組を達成するため、多くの市民が主体的に加入できるよう開かれた運営に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として市民活動が地域社会に果たす役割を理解し、市民活動の活性化のために自発的に参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、保有する自らの資源を活用し、地域社会の発展に自らの特性を活かし

て貢献するよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第9条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の活性化のために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市民活動に関する職員の意識の向上を図り、市民活動の重要性の認識を深めるとともに、必要な体制整備を行わなければならない。

(市の基本施策)

第10条 市は、次の基本施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

- (1) 市民活動を行う人材育成の支援
- (2) 市民活動に関する広報の支援
- (3) 市民活動に関する情報の提供
- (4) 市民活動に関する場の提供
- (5) 市民活動の連携及び交流の支援
- (6) 市民活動に関する財政的な支援
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の活性化に関し必要な事項

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則

【平成19年10月1日施行】

平成19年9月28日

久留米市規則第49号

(目的)

第1条 この規則は、校区住民による自主的で自律的なまちづくり活動を振興するため、校区コミュニティ組織の登録に関する基本的な事項を定め、もって校区の特色を生かした豊かで活力のある住み良い地域社会の実現に資することを目的とする。

(校区コミュニティ組織)

第2条 この規則において「校区コミュニティ組織」とは、小学校区（久留米市立小中学校の通学区域に関する規則（平成17年久留米市教育委員会規則第25号）に規定する小学校の通学区域のことをいう。以下同じ。）を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動（以下「校区まちづくり活動」という。）を組織的かつ継続的に行う組織で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 同一小学校区に居住する者並びに各種まちづくり活動を行う公共的団体等及び事業所等（以下「校区住民等」という。）で構成されていること。
- (2) 校区住民等において校区まちづくり活動に関する情報の共有化を図るとともに、校区まちづくり活動に関する基本方針及び各種計画を総合的に調整し、その実現を目的とした活動が行われていること。
- (3) 非営利並びに政治的及び宗教的に中立であることを基本方針とした運営がなされていること。
- (4) 校区まちづくり活動を実践するための拠点施設として、校区住民等が相互に交流する場である校区コミュニティセンターを設置し、適切に管理運営が行われていること。

(校区コミュニティ組織の登録)

第3条 校区コミュニティ組織として登録しようとするもの（以下「登録申込団体」という。）は、校区コミュニティ組織の登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 校区コミュニティ組織の規約又は会則（以下「規約等」という。）
- (2) 校区コミュニティ組織の役職員名簿及び組織機構図
- (3) 校区コミュニティセンターの用に供する建物の名称、土地及び建物の面積を記載した書面及び平面図並びに校区コミュニティセンターの管理運営規則
- (4) 校区コミュニティ組織の代表者並びに事務局職員の履歴書等の写し

2 前項第1号の規約等には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 設置目的

- (2) 校区コミュニティ組織の名称
- (3) 総合的な校区まちづくり活動の内容
- (4) 事務所の所在地
- (5) 役員及び会員に関する事項
- (6) 総会等に関する事項
- (7) 会計に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、校区コミュニティ組織の運営に関する事項
(平23規則21・一部改正)

(登録からの排除対象者)

第4条 市長は、この規則により校区コミュニティ組織を登録するに当たって登録申込団体の代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録からの排除対象者(以下「排除対象者」という。)として登録をしないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
(平23規則21・追加)

(登録の適否の決定)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による申請があった場合において登録申込団体が第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該登録申込団体を校区コミュニティ組織として登録するものとする。ただし、前条の排除対象者であることが確認できたときは、登録の申請を却下するものとする。

- 2 前項の規定により登録された校区コミュニティ組織は、その登録の申請の内容に変更があったとき、又は解散したときは、校区コミュニティ組織の登録事項変更届出書(第2号様式)に、第3条第1項各号に掲げる書類のうち変更後に係るものを添えて、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 3 市長は、前項に規定する変更の届出があった場合において、校区コミュニティ組織の代表者が排除対象者であることが確認されたときは、当該校区コミュニティ組織の登録を抹消するものとする。
- 4 市長は、校区コミュニティ組織の代表者が第1項の規定による登録後又は前項の規定による変更の届出後に排除対象者であることが確認できたときは、校区コミュニティ組織の登録を抹消するものとする。

(平23規則21・一部改正)

(登録による援助及び報告の義務)

第6条 市長は、校区住民等による校区まちづくり活動を促進するために、登録され

た校区コミュニティ組織に対し、情報の提供、財政的援助等予算の範囲内で適切な施策を実施するものとする。

- 2 登録された校区コミュニティ組織は、毎年度初めに当該年度の事業計画書、収支予算書及び前年度の事業実績報告書、収支決算書並びに活動資料その他校区まちづくり活動に関する書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、校区コミュニティ組織の適正な運営を図るため、前項に掲げるもののほか、必要な範囲において校区コミュニティ組織に報告又は関係資料の提出を求めることができる。

(平 2 3 規則 2 1 ・旧第 4 条線下)

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、校区コミュニティ組織の登録に関し必要な事項は、別に定める。

(平 2 3 規則 2 1 ・旧第 5 条線下)

附 則

この規則は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 3 年 3 月 1 6 日規則第 2 1 号)

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式 (第 3 条関係) 略

第 2 号様式 (第 5 条関係) 略